# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	子育て世帯生活支援特別給付金支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、子育て世帯生活支援特別給付金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都小金井市長

#### 公表日

令和6年7月12日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金支給に関する事務				
②事務の概要	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)の支給について(令和5年4月10日こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知)、及び「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について(令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知)に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。  1. 支給要件の確認に必要な各種情報の確認  2. 児童情報、受給者情報、配偶者情報等の確認				
③システムの名称	<ul><li>1 子育て支援給付金システム</li><li>2 中間サーバー</li><li>3 団体内統合宛名システム</li></ul>				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
<ul><li>(1) 受給者ファイル</li><li>(2) 児童ファイル</li><li>(3) 支払ファイル</li><li>(4) 所得ファイル</li></ul>					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、別表 項番135 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(情報提供) しない (情報照会) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表 項番135 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	子ども家庭部子育て支援課				
②所属長の役職名	子ども家庭部子育て支援課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	小金井市子ども家庭部子育て支援課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9839				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	6年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

17 リヘン刈束					
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネットワークシステ	テムを通じたス	、手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通	じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]#	接続しない(入手) [ ]接	き続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	<b>ა</b>		

#### 変更箇所

変更日	項目	項目 変更前の記載 変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明